

## 令和5年度ベースアップ等支援加算手当支給要綱

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、賃金規程第20条の規定に基づき、社会福祉法人あいプロジェクト(以下「本会」という。)がベースアップ等支援加算手当を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、福祉職員とは、法人が運営する事業に従事する職員をいう。

2 この要綱において「その他の職員」とは、前項に該当しない職員をいう。

### 第2章 ベースアップ等支援加算手当

(支給要件)

第3条 ベースアップ等支援加算手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 法人が運営する事業に従事する職員。

(支給額)

第4条 ベースアップ等支援加算手当は、その月の1日に在職した正規職員は月額8,000円を給与日に支給する。但し、最初の支給となる月は、勤務の日数に応じて支給する。

2 パート職員は時間給に20円を上乗せして給与日に支給する。

(支給期間)

第5条 ベースアップ等支援加算手当の支給期間は、令和5年4月から令和6年3月までとする。

(支給調整)

第6条 令和5年4月から令和6年3月分までのベースアップ等支援加算を算出し、その差異によっては支給額の変更をすることがある。また、ベースアップ等支援加算手当の総額が加算額より少ない場合は、加算を超えるように調整を行う。

### 第3章 雑則

(その他)

第7条 この要綱は令和6年4月1日に失効し、令和6年度の要綱は新たに理事長が定める。

2 この手当は、ベースアップ等支援加算がある間支給する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日に施行する。